少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 子ども・子育て支援新制度について
- (1)子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度の本格施行に向け、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

- (2) 利用者、事業者及び都市自治体が子ども・子育て支援新制度に円滑に移行できるよう、利用者等に対する周知と都市自治体への速やかな情報提供に努めること。あわせて、移行に伴う都市自治体の事務負担の軽減を図るとともに、事務的経費等について必要な財政措置を講じること。
- (3)公定価格について、すべての施設の安定的運営を図るとともに、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、適切な設定を行うこと。
- (4) 保育士の処遇改善を図るため、民間施設給与等改善費と保育士処遇改善臨時特 例事業等について、新制度移行後においても十分な財政措置を講じること。
- (5) 幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、施設整備費等について十分 な財政措置を講じること。
- 2. 安心こども基金について、必要な財源を確保したうえで継続するとともに、当該基金の対象事業の拡充を図ること。
- 3. 児童手当等について
- (1) 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。
- (3) 児童手当の資格認定の在り方について、見直しも含めて検討すること。
- (4) 児童手当の財源について、都市自治体が地域の実情に応じて活用できる制度への見直しを検討すること。

4. 保育対策について

- (1)保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を 十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営 費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施 設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児・病後児保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(3) 保育所徴収基準額について、地域の実態を考慮したうえで、保護者や都市自治体の負担を軽減するよう見直しを行うこと。

また、保育料算定については、税制改正等の影響を受けにくい安定した制度とすること。

- (4)保育所等における食物アレルギー事故防止や感染症等への対応に向けた都市自治体の取組みに対し、財政措置を講じること。
- (5) 保護者負担の公平性等を確保するため、口頭や文書による徴収事務を認可私立 保育所へ委託できるよう児童福祉法等の改正を図ること。
- (6) 公設民営の保育所について、保育士の処遇改善を図るとともに、私立保育所と 同様の財政措置を講じること。
- (7) 認定こども園への移行を促進するため、施設整備費や運営費について十分な財 政措置を講じるとともに、移行に伴う都市自治体の事務負担の軽減を図ること。
- (8) 幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。

5. 放課後児童対策等について

- (1)「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。
- (2)「放課後児童健全育成事業」について、対象年齢の拡大を踏まえ、十分な財政 措置を講じること。

また、障害児受入れや補助基準の基準開設日数・児童数等について、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、放課後児童対策の更なる充実を図ること。

(3) 民間児童館等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財

政措置を講じること。

- 6. ひとり親家庭への支援施策について
- (1) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直す とともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

- (2) 高等技能訓練促進費等事業について、十分な財政措置を講じるとともに、制度 の拡充を図ること。
- (3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (4) 未婚の母子家庭の母及び未婚の父子家庭の父について、所得税及び地方税の寡婦(夫) 控除の対象とすること。

7. 児童虐待防止対策について

(1) 児童家庭相談援助について、地域の実態に応じた支援策を講じるとともに、相談体制の強化に対する財政措置を拡充すること。

また、児童の迅速な安全確認のため必要な情報提供の義務化や現行の手続きの見直し等について、関係法令の整備を含む必要な措置を講じること。

- (2) 家庭的養護の推進のため、児童養護施設等の設備運営基準について適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- 8. 人口減少社会に対応するため、既に多くの都市自治体が実施している子ども医療 費無料化事業について、国の責任において制度化すること。
- 9. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。
- 10. 未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図ること。
- 11. 食物アレルギー事故防止のため、食事療法のガイドラインを作成するとともに、 妊婦健康診査時における適切な指導・相談の仕組みを構築すること。

- 12. 特別養子縁組を成立させるための監護期間において、養親となる者が育児休業を取得できるよう、必要な法整備を行うこと。
- 13. 東日本大震災関係について

津波浸水区域外への保育所の移転を早急に進めるため、特定被災区域における安心こども基金による保育所等の複合化・多機能化推進事業を継続すること。